

一般社団法人 ハートキーパーの会  
定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 ハートキーパーの会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域で暮らす生きづらさを抱えた方や支援者、受け入れる企業および社会において、心身が健やかであるよう援助し、誇りをもって生活を営めるように支援する事業を行い、一人ひとりが個性を活かして社会に貢献できる人材の育成および啓発を以て、地域社会への貢献と活性化、社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 定例会の開催
  2. ハートキーパーの育成、養成講座、試験、資格認定事業
  3. 生きづらさを抱えた人に関する社会への啓発活動
  4. 個別相談及び、団体等への研修、コンサルティング事業
  5. 各種サポートに関する専門家の紹介及び派遣
  6. 会報等の刊行・配布
  7. 教材、書籍の出版及び販売
  8. 関係機関・団体等への連絡、協力
  9. 市民協働事業に関するコンサルティング
  10. その他目的達成に必要な事項
- 2 ハートキーパーの認定試験及び登録については、別に定める規定に基づいて行うものとする。

## 第2章 社員及び会員

(種別と資格の取得)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体又は個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(員数)

第18条 この法人に理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事長は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表しその業務を執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 資産及び会計

(事業年度)

第23条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第24条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備えおくものとする。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第26条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第7章 公告の方法

(公告)

第27条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第28条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

当会社の現行定款に相違ありません。

年 月 日

一般社団法人ハートキーパーの会  
代表理事 高木 文代